

(参考)

匝瑳市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>本則 略 附 則 略 第1号様式～第3号様式 略 第4号様式 (第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">固定資産評価審査申出決定書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>審査申出人 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">匝瑳市固定資産評価審査委員会 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けの審査申出について、下記のとおり決定します。 記</p> <p>1 主文 2 事案の概要 3 審査申出人及び市長の主張の要旨 4 理由</p> <p>教示 <u>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は、匝瑳市固定資産評価審査委員会となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>	<p>本則 略 附 則 略 第1号様式～第3号様式 略 第4号様式 (第12条関係)</p> <p style="text-align: center;">固定資産評価審査申出決定書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>審査申出人 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">匝瑳市固定資産評価審査委員会 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付けの審査申出について、下記のとおり決定します。 記</p> <p>1 主文 2 審査申出人の申出要旨 (1) 審査申出物件 (2) 要旨 3 匝瑳市長の弁明要旨 4 審査申出人の意見陳述及び反論の要旨 5 決定理由</p> <p>教示 <u>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は、匝瑳市固定資産評価審査委員会となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

第5号様式（第12条関係）

固定資産評価審査申出取下書

年 月 日

匝瑳市固定資産評価審査委員会 あて

審査申出人 住所
氏名 ⑩

地方税法第433条第11項において準用する行政不服審査法第27条第1項の規定により、下記の審査申出を取り下げます。

記

1 審査申出の件名

匝瑳市 所在の土地・家屋の 年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された価格についての審査申出

2 審査申出年月日

年 月 日

第5号様式（第12条関係）

固定資産評価審査申出取下書

年 月 日

匝瑳市固定資産評価審査委員会 あて

審査申出人 住所
氏名 ⑩

地方税法第433条第11項において準用する行政不服審査法第39条第1項の規定により、下記の審査申出を取り下げます。

記

1 審査申出の件名

匝瑳市 所在の土地・家屋の 年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された価格についての審査申出

2 審査申出年月日

年 月 日